

第7 結城市財政健全化対策推進体制

結城市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し推進するため、結城市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には助役を、本部員には収入役、教育長、各部長及び議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。

3 代表幹事には人事課長を、幹事には企画政策課長、財政課長、部長推薦の各部代表課長及び収入役推薦の部外代表課長をもって充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

2 幹事会の会議は、推進本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。

3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(プロジェクトチーム)

第8条 推進本部に、行財政改革に関して本部長が特に指定した事項の調査研究を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。